

第7回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成24年1月26日(木) 18:30~20:00

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：山内委員長、金副委員長、加藤委員、今委員、柴田委員、中山委員

事務局：企画課長、企画調整担当主査、企画調整担当主事

審議：住民投票条例について

委員長 前回提案させていただいたとおり、住民投票条例について、これから数回にわたって検討したい。まず事務局より「住民投票条例とは何か」ということについて説明をいただき、論点等を整理して検討を進めていきたいと思う。

事務局 住民投票にはおおむね5つの類型がある。地方公共団体による住民投票が今回の議論するものである。常設型と個別設置型の対照表で、メリットとデメリットについて示している。自治基本条例には、個別型の住民投票についての規定がある。市長も住民投票を発議することができる。

常設型の住民投票条例を設置するのならば、そのメリットとデメリットを把握しないといけない。また、法的拘束力や実施するうえでの手続き方法、実施区域などが論点になる。

参考として、第30次地方制度調査会では、地方自治法改正案に対する意見提出において、直接請求制度の拡充や住民投票制度の創設について先送りを求めている。

委員長 補足だが、地方制度調査会について、菅内閣の時に諮問されたもので、地方自治法改正案に対し、全国の首長が反対を唱えた。住民投票は首長の権限を弱める側面がある。国の動向を見てから住民投票条例を検討してもと思ったが、国は見送りということで後退してしまったので、ここで多摩市として検討する価値はあると思う。

参考資料として、先行市の事例の一覧表を配付した。

委員 住民投票が行われて、「議会意思」とは異なる結果が出され、それが具現化されると、議会の否定につながりかねないといわれるが、議員の活動について委員の皆さんはどう感じられるか。

議会には我々市民の意見が反映されているのか。住民投票実施の意義に関わることである。

委員 議案の詳細な部分は、行政と議会だけで決めることがある。市民が政策決定に関わる必要がある。

委員長 少し説明が足りなかったが、議員は選挙によって選ばれているので、ある程度自由に活動したいという部分はある。住民の意思が明示されると、少し活動し難くなることあるのではないか。

また、少数意見を重視する議員もいる。住民投票によって多数決で決定されると、これもまた活動が制限される恐れがある。

委員 現状の自治基本条例に記載されている個別型の住民投票は、実行性が伴っていない。議会が実行の可否を決定している。議員のなかには常設型の制定を唱えている人もいるが、議員は最高意思決定機関としての自負があるので、住民投票を否決する可能性が高い。

委員長 個別型のメリットで濫用されないこととあるが、逆に言えば実行性がないとも言える。ある程度の条件を設定すれば、常設型住民投票も可能である。

大竹市の事例を見ると、制定まで一筋縄ではいかないが、現代社会では住民投票をつくる意義は大きいかもしれない。

委員 普段あまり議員と接点がないので、彼らがどのように感じているか分からない。

委員長 議員だけに任せられないということもある。

委員 選挙で選ばれているので、ある程度は任せられると思う。多くの市民は、このような権利があるということを知らない。周知する必要がある。

委員 ごみの廃棄物の処理の問題など、個別の事例が無いと関心が高まらないと思う。

委員 私も住民投票条例にかける案件がそれほどあるのか、と思っていた。市民は選挙でしか政治との接点がない。しかし、府中や八王子の市長選は投票率が著しく低かった。人を選ぶだけでなく、住民投票によって政策決定に関われるようになれば、市民の関心が高まるのではないか。

委員長 常設型ありきで議論が進んだが、そもそも設置の必要性について議論しないと拙速に過ぎるのではないか。

事務局 権利の濫用につながるかもしれないので、存在意義について議論する必要がある。先行市の川崎市、野田市、我孫子市などは、どのような経緯があったのか。

委員長 要望があったからこそ制定されたのだと思う。

委員 公共施設の必要性を問う場合や、議員の活動のチェックにおいて、住民投票条例は機能するのか。

委員 多摩市は丘陵を削ってマンションを建設しているが、川崎市では条例設置などをして規制している。こうした問題も住民投票において問うことができるのか。

委員長 一覧表を見ると、全ての市で権限外事項については対象とならないとしている。例えば、学校跡地の売却やサンピアの売却などについて、住民投票で意見を集約しても良かったかもしれない。

委員 アメリカでは増税など時限立法でやる場合に関心が高まる。

事務局 具体的に住民投票を行った事例はあるのか。

委員 常設型でやった事例は、都市の住民投票（市民投票）制度制定状況調べにおいて回答した自治体の中ではゼロである。

委員 議会が個別型の記載を自治基本条例に認めたということは、いざという時否決できるからである。

委員 投票形式は二者択一でないといけないか。

委員長 限定されてはいない。二者択一の方が分かり易い。

委員 議論が拡散したが、まずは必要性について議論する。設置するのであれば、その正当性について市長に答える必要がある。

事務局 アメリカの事例は、歳入歳出、税金に関わる事項、公共施設についても住民投票で問うことがある。

委員 下院議員選挙も2年に一度あって、選挙が頻繁にある。投票はタッチペンによる投票や

住民ボランティアによるもので、経費もかからない。インターネット投票が普及すれば住民投票もそれほど難しくない。

ヨーロッパでも、税金の徴収については過敏である。源泉徴収ではなく確定申告をすれば市民の意識が高まる。

委員 住民投票は市民自治が機能するためのツールである。住民自治の強い意識の土壌が日本にはない。何か問題が起こらないと関心は高まらないのではないか。

例え条例を設置しても、実際に関心が高まるかどうかわからない。

委員 市には議会および自治基本条例がある。これは他市比較しても先進的である。これに住民投票条例が加わる意義は大きい。

委員 条例も必要だが、このような地域自治について学習・交流していくシステムもあわせて考えていく必要がある。

委員長 確かに本来ならば、住民サイドからの強い要望があって制定するものである。しかし今回は市長からのトップダウンで自治推進委員会に投げかけられている。

だからこそ、どういうプロセスがあって各先行市で制定されたか調査が必要である。

この委員会だけで決定しても、市民にどれほどの共感が得られるか疑問がある。

委員 自治基本条例制定時に個別型にしたのはなぜか。

委員長 市長サイドと議会との調整によって、妥協した結果である。

委員 市民が重要な案件に参加できるということが意義深い。最初は私も関心がなかったが、知っていくうえで重要性を認識した。

委員 近年、各地で住民投票の制度化の機運が高まってきた背景として次のような三点が挙げられる。まず、地方自治法では、住民が市政に直接参加する道が限られている。また、議会が形骸化している側面がある。3つ目に住民の価値観が多様化していることがあげられる。

79年から2000年までの住民投票制定を求める直接請求は200件に迫るが、ほとんどが議会で否決されている。こうした背景のなかで常設型の住民投票を目指す運動が加速的に広がっている。個人的にはだからこそ、住民の意見を反映するために常設型の住民投票条例の制定が必要であると思う。

委員 制定されれば、地域の問題について提起していくこともできる。

委員 市全域でやることもあれば、地域でやることもある。

委員長 手法は工夫できる。地域限定型が可能なのかも含めて議論が必要である。行政のチェックに特化するならば、市域全体になる。場合によっては地域限定も有り得るかどうか。ある程度テーマを決めて審議した方が、委員会も事務局もやり易いと思うかどうか。

事務局 今日論点について整理して、全体スケジュール等をお示しする。

委員 資料はなるべく事前に出していただきたい。

事務局 前回の要点記録は2月6日金曜日までにご意見いただいて、確定としたい。

委員長 委員会の議事録へのホームページアクセスも、できれば増えた方がよい。

次回日程は、委員で都合の悪い方がいらっしゃるので、2月は24日金曜日に変更する。3月は28日水曜日とする。